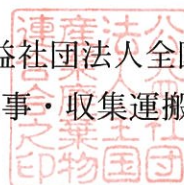


全産廃連発第 23 号

平成 24 年 5 月 11 日

各正会員 会長・理事長 様

公益社団法人全国産業廃棄物連合会
理事・収集運搬部会長 高橋俊美



収集運搬業に係る重大事故防止の注意喚起について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

関越自動車道において去る 4 月 29 日に発生したバス事故については、国土交通省が立入検査を実施し、現時点で法令違反が疑われる主な事項についてホームページ（http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000084.html）で公表されました。

公表された内容の中には、運転者の健康管理や点検整備など当業界においても実施しなければならない項目も多く含まれております。

当連合会収集運搬部会では、収集運搬業を営む企業として管理しておくべき項目を整理し、平成 21 年 7 月に『廃棄物収集運搬業 社内管理体制構築のすすめ（以下「すすめ」という）』を取りまとめました。すすめは、各正会員のご協力のもと、周知を図っているところです。

貴職におかれましては、会員企業における各種法令の遵守及び企業としての管理体制の構築に向けて、すすめについて更に周知徹底を図る等、重大事故の防止に向けて特段のご配慮を下さいますようお願い申し上げます。

※すすめは、連合会ホームページから全文ダウンロードできます。

（印刷製本版の在庫はありません。）

※ダウンロードしたデータを元に、印刷製本して頂く事は差し支えありません。

<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/05/index.html#02>

（担当：調査部 日浦）